

千早赤阪村
避難行動要支援者支援プラン
(全体計画)

平成28年12月

千 早 赤 阪 村

千早赤阪村避難行動要支援者支援プラン（全体計画）

目次

第1編 基本的な考え方	1
1. 避難行動要支援者支援プランの趣旨.....	1
2. 避難行動要支援者支援プランの目的.....	1
3. 用語の定義.....	2
4. 支援の対象となる避難行動要支援者.....	3
(1) 対象災害・地域.....	3
(2) 対象者の範囲.....	3
5. 各主体における役割.....	7
(1) 村.....	7
(2) 地域住民.....	7
(3) 福祉事業者等.....	7
(4) 避難行動要支援者.....	8
(5) 大阪府.....	8
6. 避難行動要支援者に対する支援の基本的な考え方.....	9
7. 避難行動要支援者に対する支援体制の確保.....	10
(1) 「避難行動要支援者支援班」の設置.....	10
第2編 災害に備えた取組み	11
1. 「千早赤阪村地域防災計画」・「全体計画」の策定及び見直し.....	12
2. 避難行動要支援者名簿の整備・共有.....	13
(1) 避難行動要支援者名簿の作成.....	13
(2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ.....	15
(3) 避難行動要支援者からの同意の取得.....	15
(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供.....	15
(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有.....	15
(6) 避難行動要支援者名簿の利用.....	16
(7) 避難行動要支援者名簿情報の適正な管理.....	16
3. 個別計画の策定の推進.....	18
(1) 個別計画策定の進め方.....	18
(2) 個別計画策定の対象者.....	18
(3) 個別計画策定にあたっての留意事項.....	19
(4) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮.....	20
4. 防災意識の醸成.....	21
(1) 避難訓練.....	21
(2) 防災カードの携帯の促進.....	21
(3) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした情報提供・研修等の実施.....	21
5. 避難行動支援に係る地域コミュニティづくり.....	23

6. 避難支援の村及び関係機関等の役割.....	24
(1) 村の役割.....	24
(2) 各地区や自主防災組織や消防団の役割	24
(3) 避難支援者の役割	25
(4) 民生委員・児童委員の役割.....	25
(5) 社会福祉協議会の役割.....	26
(6) 社会福祉施設等の役割.....	26
(7) 医療機関等の役割	26
7. 避難行動要支援者自身の備え.....	27
(1) 避難行動要支援者自身の心構え	27
(2) 隣近所や支援機関等との交流.....	27
(3) 支援に関する意思表示.....	27
(4) 避難経路および避難所の確認.....	27
(5) 早期の自主避難.....	27
(6) 非常持出品などの準備.....	28
第3編 災害発生時の取組み.....	29
1. 避難のための情報伝達	30
(1) 避難準備情報等の発令・伝達.....	30
(2) 多様な手段の活用による情報伝達.....	30
(3) 情報伝達経路の確立.....	31
2. 避難行動要支援者の避難支援.....	32
(1) 避難支援等関係者等の対応原則	32
(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置	32
(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方	32
(4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	32
3. 避難誘導・安否確認の実施	34
(1) 避難誘導.....	34
(2) 安否確認.....	34
(3) 避難行動要支援者名簿未登録者への対応.....	35
4. 避難場所以降の避難行動要支援者への対応.....	36
(1) 避難行動要支援者の引継ぎ.....	36
(2) 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への搬送	36
(3) 緊急一時入所等への対応	36
(4) 継続治療が必要な疾病を有する者への対応.....	36
5. 指定避難所における支援.....	37
(1) 指定避難所の開設	37
(2) 指定避難所の環境整備	37
(3) 指定避難所における生活での配慮.....	38
(4) 要配慮者専用の相談窓口の設置	39

(5) 要配慮者のニーズの把握	39
(6) 心身の健康管理.....	40
(7) 医療機関等との連携.....	40
(8) 放置すると生命に関わる持病等を有した要配慮者に対する対応	41

様式集

様式	避難行動要支援者名簿例
様式	同意を得るための様式例
様式	個別計画の様式例
様式	防災カード例
様式	避難行動要支援者名簿及び個別計画に係る秘密の保持に関する誓約書例

第1編 基本的な考え方

1. 避難行動要支援者支援プランの趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも避難行動要支援者の避難支援対策は大きな課題となっている。

村は、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、平成25年4月に千早赤阪村災害時要援護者避難支援計画を作成した。

本計画は、災害対策基本法（以下「法」という）改正の趣旨や東日本大震災の教訓、府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月）」等を踏まえて前計画を改訂し、災害時において避難行動要支援者に対して実効性のある支援を適切かつ円滑に行えるよう、「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」の策定を行うものである。

2. 避難行動要支援者支援プランの目的

千早赤阪村避難行動要支援者支援プランは、千早赤阪村地域防災計画を踏まえ、千早赤阪村における要配慮者の特定や避難支援対策について、基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、避難支援は自助・地域の共助を基本とし、要配慮者への避難支援体制や情報伝達体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

3. 用語の定義

【用語の定義】

用語	定義
避難行動要支援者	避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。
要配慮者	要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、その自主的生活及び活動にあたり「特に配慮を要する者」を意味し、具体的には高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の疾患を有する者、外国人等を意味する。（法第8条②第15号）
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿とは、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を意味する。
避難支援等関係者	避難支援等関係者とは、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を意味する。
避難行動要支援者支援プラン	避難行動要支援者支援プラン（以下「支援プラン」という。）は、市町村における避難行動要支援者の支援策に係る全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成する。 全体計画とは、支援の対象となる避難行動要支援者についての考え方（範囲）、避難行動要支援者名簿の作成方法等、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制（各部局、関係機関等の役割分担）等について、地域の特性や実情に応じて記述しているものをいう。 個別計画とは、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うための必要な情報を、避難行動要支援者一人ひとりについて個別に記述しているものをいう。
災害時要援護者	「災害時要援護者」という用語は、従来から、高齢者や障がい者等のうち、避難行動や避難生活のために支援を必要とする者を意味するものとして使用され、広く定着しているものの、法律上の定義付けはなされておらず、国の取組指針においても使用されていないことから、今後は法律上の定義付けがなされている「避難行動要支援者」及び「要配慮者」の用語を統一的に使用することが適切である。ただし、「災害時要援護者」の用語を市町村が使用することを妨げるものではない。

4. 支援の対象となる避難行動要支援者

(1) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等すべての災害を対象とし、対象地域は、村全域とする。

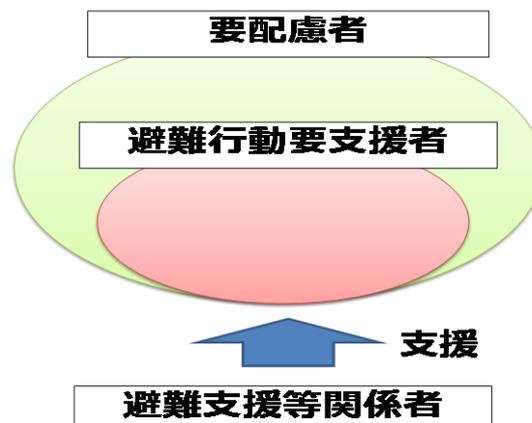
(2) 対象者の範囲

本プランでいう避難行動要支援者は以下の定義とする。

「要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」

要配慮者とは、災害時の避難や避難後の生活に何らかの支援が必要な以下のものをいう。

- ①ひとり暮らし高齢者、または、高齢者のみの世帯の高齢者
- ②身体障がい者手帳所持者
- ③療育手帳所持者
- ④精神保健福祉手帳所持者
- ⑤難病等により特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ⑥乳幼児
- ⑦妊産婦
- ⑧外国人



避難行動要支援者の具体的な要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する在宅の者の範囲として以下のとおり定める。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの人または70歳以上の人のみで構成される世帯の人
- ② 要介護認定（3～5）を受けている人
- ③ 身体障害者手帳の1級または2級（総合等級）
- ④ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑥ 前各号のほか、災害時において、避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難であると自ら申し出た人、または申し出はないが村や民生委員・児童委員が支援必要と認めた人

なお、避難行動要支援者名簿へ登載すべき者かどうかは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断するものとする。

【要配慮者の特徴的なニーズ】（1 / 2）

区分	災害時における特徴	必要とされる支援
ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の高齢者	○体力が衰え、行動機能が低下している（緊急事態の察知が遅れる場合がある。）ため、自分で避難することが困難な方が多い。	○安否確認、避難所への歩行支援が必要（避難誘導してくれる人が必要） ○精神的に不安定にならないような対応が必要 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 ○医療機関との連絡体制の確保が必要（医療機関の支援）
寝たきり高齢者	○自力で行動することが困難。 ○状況把握が困難で災害認知が遅れる可能性がある（視覚、聴覚、嗅覚等の低下）。 ○温度変化等への抵抗力が弱い（体温調節機能の低下）。	○安否確認が必要 ○避難する場合は、車椅子等移動用具と援助者が必要 ○高齢者を抱える家族に対する介護者等による援助 ○トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要
認知症高齢者	○軽度の方は、自分で判断し行動することができるが、誘導する必要がある。 ○重度の方は、自分の状況を伝えることができない。	○安否確認、避難所への歩行支援が必要（避難誘導してくれる人が必要） ○精神的に不安定にならないような対応が必要 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。
視覚障がい者	○状況把握が困難で、被害の状況を知ることができない（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い）。 ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が変化し、いつもどおりの行動ができなくなる。	○安否確認、避難所への歩行支援が必要（避難誘導してくれる人が必要） ○村から避難勧告等が出されたときには、必ず知らせ、必要に応じて読み上げる（音声による情報伝達および状況説明が必要）。 ○避難所内の案内（トイレ、電話などの場所の確認など） ○必要な情報の読み上げ支援（点字が分からない人）
聴覚障がい者	○音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。） ○自分の状況を伝えることができない。 ○外見からは、障がいのあることが分からない。	○正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。（視覚による認識手段が必要） ○避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼び掛ける。 ○FAXの配置や筆記用具を常時確保する。
平衡機能障がい者	○自分の身体の安全を守ることが困難 ○自分で避難することが困難 ○外見からは、障がいのあることが分からない。	○避難所への歩行支援が必要（避難誘導してくれる人が必要）
肢体不自由者	○自分の身体の安全を守ることが困難 ○自分で避難することが困難	○家具の転倒防止など、住まいの安全を確認する。 ○地域での移動支援体制づくり（車椅子、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要） ○車椅子用のトイレの確保
知的障がい者	○一人では理解や判断することが難しく、単身での避難や災害状況把握が困難。 ○災害ショックや環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	○一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○精神的に不安定にならないような対応が必要 ○常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要

【要配慮者の特徴的なニーズ】（2 / 2）

区分	災害時における特徴	必要とされる支援
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。環境変化に留意。 ○多くは、自分で判断し、行動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 ○気持ちを落ち着かせることが必要 ○服薬を継続するため、本人および援助者は、薬の名前、量を知っていることが必要 ○医療機関との連絡体制の確保が必要（医療機関の支援）
内 部障がい者・難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは、障がいがあることが分からない。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析、人工呼吸、在宅酸素など医療的援助が（タイミングによっては緊急に）必要な場合がある。 ○免疫機能に障がいがあり、治療の段階や合併症の有無により医療的援助が必要な場合がある。 ○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 ○医薬品を携行する必要がある。 ○人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 ○急激な環境変化に順応しにくい。 ○人工呼吸器の使用などの医療的援助が必要な場合がある。 ○人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ○人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携体制、移送手段の確保（医療機関の支援） ○移動に当たっては、車椅子、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要 ○避難所では、ケアのできるスペースを確保 ○人工肛門造設者等については、ストマ用装具や障がい者トイレの確保が必要 ○電気の確保 ○薬やケア用品の確保 ○食事制限の必要な人の確認が必要
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語で伝えられる情報が十分理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告など、危険に関する注意喚起情報をあらかじめ多言語で準備することが必要 ○特定の国の出身者は地震の経験が極めて乏しいケースもありうるため、平時からの防災に関する意識啓発や居住状況の把握が必要 ○通訳などの支援
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら判断し、行動する能力が無く、常時保護者等の支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者等の災害対応力を高めることや、適切な避難誘導が必要 ○被災により、保護者の養育が困難な場合への対応が必要
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への避難誘導 ○災害ショックや環境変化によるストレスに配慮 ○避難所の設備・環境に配慮（防音や衛生面）

*障がい者の特性等については、以下に詳しく掲載されているので参考にする。

・「障がいのある方への接遇マニュアル」 出典：東京都心身障がい者福祉センター
[\(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/hakkou/\)](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/hakkou/)

・「防災マニュアル」 出典：東京都心身障がい者福祉センター
[\(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/saigai/saigaimanual/index.html\)](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/saigai/saigaimanual/index.html)

5. 各主体における役割

東日本大震災で得られた教訓等を踏まえ、実効性のある避難行動要支援者支援を行うためには、村だけでなく、地域住民、福祉事業者等をはじめ、避難行動要支援者自身も支援体制の整備にあたり、積極的に関わることが重要である。

(1) 村

村は、避難行動要支援者支援を行う実施主体として、地域の特性や実情に応じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、名簿を作成するとともに、その名簿情報をもとに、迅速・確実な情報伝達や、安否確認、避難誘導の体制を整える。また、避難所での支援や福祉サービスの継続に至るまでの対策を行う。

さらに、支援体制づくりを円滑に進めるためには、住民の理解を得ることが必要であることから、村は、住民に対する広報活動にも努める。

(2) 地域住民

平常時においては、地域住民は避難支援等関係者として、実効性のある避難支援が行えるよう、避難行動要支援者本人や関係者ととも、地域のルール作りや具体的な支援方法等を決めておくことが重要である。また、避難行動要支援者名簿の掲載者について、形式要件のみによることなく、地域において必要と考えられる者が漏れていないか個人情報保護に留意しつつ、確認することも重要である。さらに、名簿を活用した避難行動要支援者への支援をきっかけに、地域の防災意識を向上させ、共助力を自ら高めることが望ましい。

発災時には、事前の役割分担に基づき、自らの生命や身体の安全の確保を図りつつ、避難行動要支援者名簿等を活用して、避難行動要支援者の避難支援や情報提供、発災直後の安否確認等を行うことが望ましい。

(3) 福祉事業者等

平常時においては、福祉事業者等は様々な福祉事業を実施していることに鑑み、防災訓練や防災に関する研修等への参加、地域の避難行動要支援者の情報把握や福祉サービス事業の早期再開等を図るための事業継続計画(BCP)の作成及びそれに基づく訓練を行うことが望まれる。また、福祉事業者等は日常的に在宅サービス提供等を通じて避難行動要支援者と接している機会が多いことから、室内安全化のための家具固定への助言・協力、訪問介護計画書への避難支援方法の記載など、本人や家族、地域の支援者等と話し合っ、事前に役割分担を決めておくといった取組みを進めることが望ましい。

発災時においては、役割分担に基づき、自らの生命や身体の安全の確保を図りつつ、避難

行動要支援者名簿等を活用して、避難行動要支援者の避難支援や、情報提供、発災直後の安否確認等を行うことが望ましい。

(4) 避難行動要支援者

高齢者や障がい者などの当事者およびその団体が、地域における防災・避難行動要支援者支援の取組確立に主体的に参加し、当事者ならでの視点も含めて、防災対策全体に関わっていくため、全体計画の作成等に参画することや村への避難行動要支援者名簿への自発的な登録、地域における当事者団体や福祉関係者等との関係づくりなど、可能な範囲内で主体性を発揮することが望ましい。また、家具固定等の室内安全化や備蓄などの備えも重要である。

発災時や発災後は、自ら支援を受けられる所に連絡をとるなど主体的に行動することも大切である。

(5) 大阪府

大阪府は、村が実施する避難行動要支援者の支援策に関する助言、相談、情報提供等の様々なサポート及び社会福祉施設等への協力依頼等、福祉避難所の設置促進に関する広域的な調整等を行う。

また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

6. 避難行動要支援者に対する支援の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時に自ら避難行動をとること等に困難を伴うため、避難行動要支援者の避難支援については自助・地域（近隣）の共助を基本としつつ、自助・共助の行動・活動が適切に行われるよう、村が、避難行動要支援者への避難支援対策とそれに対応した避難準備情報の発令と、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性に応じた適切な支援が必要である。

災害時には、村で膨大な災害関係業務が発生することが予想されることから、そのような中においても避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難場所・避難所における支援などが実施できるよう、事前の支援体制を整備しておく。

避難行動要支援者の特性の把握については、必要に応じて、本人了解の上で、家族等に確認を得ることも有効であり、また、避難行動要支援者の状況は、日々変化することも想定されることから幅広く的確に把握するように努める。

7. 避難行動要支援者に対する支援体制の確保

村は、健康福祉課や総務課、関係機関との連絡調整を図ることを目的として「避難行動要支援者支援班」を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するための体制を整備する。

(1) 「避難行動要支援者支援班」の設置

1) 位置づけ

- ①平常時は、総務課や健康福祉課が連携して活動する。
- ②災害時は、災害対策本部の指揮下の救助部に設置し、避難行動要支援者を特別に支援するチームとして活動する。

2) 構成員

総務課、健康福祉課、各地区、富田林医師会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等で構成する。

- 平常時：班長（健康福祉課長）、班員（福祉担当者・防災担当者等）。
避難支援体制の整備に関する取組を進めていくにあたっては、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進めていく。
- 災害時：健康福祉課長及び福祉・防災担当者が主担。

3) 業務

- ①平常時は、避難行動要支援者名簿情報等の管理・更新及び共有化、支援プランの策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施等体制の確認・点検、広報を行う。
- ②災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所における支援者等との連携・情報共有等を行う。

第2編 災害に備えた取組み

【支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿作成に係る主な手順】

1 地域防災計画・全体計画の策定及び見直し

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。



2 (1) 避難行動要支援者名簿の作成

関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、地域防災計画で定めた避難行動要支援者について名簿を作成する。



2 (5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、共有する。



2 (3) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、地域防災計画で定められた避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に名簿を提供する。



3 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、村が中心となって、避難支援等関係者と避難行動要支援者が打ち合わせ等を行い、具体的な避難方法等についての個別計画を策定する。

1. 「千早赤阪村地域防災計画」・「全体計画」の策定及び見直し

支援プランの作成を進めるにあたり、村は、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載する。

○ 策定及び見直しに当たっての留意事項

「千早赤阪村地域防災計画」・「全体計画」を策定及び見直しに当たっての留意事項は以下のとおりである。

- ・ 地域の特性や実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促すことが望ましい。
- ・ 実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定することが重要である。その際、必ずしも法で例示している消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の特性や実情に応じて、避難支援等関係者を決めることが有効である。

また、消防団は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月13日法律第110号）」において、地域防災力の中核を担うこととされており、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」を有する消防団が地域の安心・安全を確保するために極めて大きな役割を果たすことについて留意する必要がある。

さらに、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることが効果的である。

2. 避難行動要支援者名簿の整備・共有

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

1) 要配慮者の把握 ※災害対策基本法より

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めなければならない。(法 49 条の 10 ①)。

法改正により、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の要配慮者の情報をその保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるようになった。(法第 49 条の 10③)

また、法の規定により、避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報で市町村が把握していないもの(例：特定疾患医療費助成給付対象等に係る情報)については、都道府県知事その他の者に対して情報提供を求めることができることとなっている。(法第 49 条の 10④)

2) 要配慮者情報の収集・共有

災害発生時の要配慮者の安否確認や避難誘導、また、避難所での生活支援を的確に行うためには、要配慮者情報の把握と要配慮者を支援する関係者間での情報共有が必要であり、日頃から要配慮者の居住地や生活状況などを把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用し、要配慮者の支援を行うものとする。

① 村が保有する個人情報の活用

村の個人情報保護条例第 6 条において保有する個人情報を利用するため、村の個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、情報収集を行うものとする。

② 本人からの申請による情報収集

村の広報や関係団体等の協力を得て、避難支援プランの周知及び名簿への登録について案内し、要配慮者本人、または代理人からの申請により情報を収集するものとする。

なお、申請に際しては、災害時における支援体制を構築するため、あらかじめ定めた関係機関や関係団体などへの情報提供について同意していただくことを基本とする。

③ 本人の同意による情報収集

要配慮者が村役場へ来庁された機会や各地域の実状にあわせ、自主防災組織や地区及び福祉関係者等の協力により、要配慮者本人やその家族に対し直接働きかけ、登録についての同意をいただいたうえで、本人からの申請により情報を収集するものとする。

④ 大阪府保健所が所有する情報の活用

大阪府の保健所が平常時に支援している難病患者や精神障がい者、身体障がい児など、災害時に特別の配慮が必要と考えられる者に関するもので、村において把握が困難な情報については、別途定める手続きに従って村に情報提供することができることとされている。したがって、必要に応じて、これらの規定等を積極的に活用し、要配慮者情報の取得に努めるものとする。

3) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の具体的な要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する在宅の者の範囲として以下のとおり定める。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの人または70歳以上の人のみで構成される世帯の人
- ② 要介護認定（3～5）を受けている人
- ③ 身体障害者手帳の1級または2級（総合等級）
- ④ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑥ 前各号のほか、災害時において、避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難であると自ら申し出た人、または申し出はないが村や民生委員・児童委員が支援必要と認めた人

なお、避難行動要支援者名簿へ登載すべき者かどうかは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断するものとする。

4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりとする。（法第49条の10②）

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては村役場の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を行う。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

(3) 避難行動要支援者からの同意の取得

作成した避難行動要支援者名簿に掲載された情報を平常時から避難支援等関係者へ提供するには、本人の同意が必要となる。(法第49条の11②)

したがって、村は、避難行動要支援者本人に対し、その趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うものとする。

なお、同意は、書面によることが意思確認上は望ましいが、口頭によるものと書面によるものとを問わない。但し、口頭による場合は、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うものとする。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供について、本人から同意が得られた場合は、情報収集された登録名簿者の所属する自主防災組織、地区及び福祉関係者等に情報提供し、発災時には、あらかじめ指名された避難支援者が効率的な安否確認ができるよう避難行動要支援者名簿を取り扱わせることとする。

この場合、提供する情報は、前述した避難行動要支援者名簿の記載事項すべてとなる。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿について、村保有データの最新化による年1回の定時更新を行う。

- ・新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- ・転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長

期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を村及び避難支援等関係者間で共有するものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿の利用

村は避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報を本人の同意を得ることなく、内部で利用することができることとされている。(法第 49 条の 11①)

村の内部において、具体的に想定される名簿情報の利用用途としては、以下を想定する。

- ・名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡
- ・防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- ・災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達、避難支援
- ・災害発生時の安否確認・救助等

(7) 避難行動要支援者名簿情報の適正な管理

1) 保管及び使用の制限

村は、個人情報保護条例に基づき、避難行動要支援者名簿を適正に保管するとともに、次に掲げる目的以外に使用しないものとする。

- ①避難行動要支援者の把握及び情報の更新
- ②避難行動要支援者名簿避難支援者への情報提供の同意の勧奨
- ③避難行動要支援者の個別支援プラン（個別計画）の作成促進
- ④避難行動要支援者の避難支援および安否確認

2) 情報の共有

避難行動要支援者名簿に記載された情報は、総務課、健康福祉課において管理し、保管する。

また、民生委員・児童委員、各地区や自主防災組織、消防署、警察署と共有する。なお、共有に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- ・避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・村内の一地区の自主防災組織に対して、村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない。
- ・法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

3) 個人情報の管理

村は、情報の提供を受ける機関及び組織等に対し、定期的に研修会などを行い個人情報の取扱について周知徹底を図る。特に以下の事項について留意した管理を行うよう周知徹底を

図る。

- ・施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく地域での支援活動に携わる団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。その場合、名簿情報の取扱状況を報告させる。

4) 緊急時の情報提供

避難行動要支援者名簿を保有する者は、災害時において要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者、または機関に対して、避難行動要支援者名簿の情報を提供できるものとする。

3. 個別計画の策定の推進

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、全体計画や避難行動要支援者名簿の作成とともに、平常時から、避難行動要支援者個人に関する避難支援等について定めた個別計画の策定を進める。なお、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等が、迅速かつ適切に行えるよう、誰（避難支援者）が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載するものが個別計画である。

(1) 個別計画策定の進め方

避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、村は、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援組織とともに、個々に対応する支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別計画を作成する。

作成にあたっては、避難行動要支援者と避難支援者の信頼関係の構築が不可欠であることから、避難支援組織はもちろん、事前に地域住民全体に制度の周知を十分に行うなどして、避難行動要支援者本人やその家族等が前向きに取り組みやすい環境づくりに配慮する。

避難支援者の選定にあっては、避難行動要支援者または家族の意向を極力尊重した上で、各地区や自主防災組織、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出するものとする。

(2) 個別計画策定の対象者

個別計画は、避難行動要支援者名簿の外部への情報提供に同意したものであって、次のいずれかの要件を満たす者から優先的に作成するものとする。

- ① 高齢者の単身世帯の者
- ② 高齢者のみ世帯の者
- ③ 障がい者のみ世帯…避難行動要支援者に該当する障がい者（難病患者含む）と非該当の障がい者のみで構成される世帯
- ④ 障がい者と高齢者のみ世帯の者…避難行動要支援者に該当する障がい者（難病患者含む）または要介護認定3～5を受けている65歳未満の者と、70歳以上の高齢者のみで構成される世帯

(3) 個別計画策定にあたっての留意事項

1) 避難行動要支援者との話し合い

個別計画の策定にあたっては、村を中心に地域における避難支援等関係者が、本人及び家族との話し合いを経て行う。

避難支援等関係者のほか、必要に応じて、福祉関係者、主治医等とも連携を図り計画を策定する。なお、避難ルートを選定など具体的な支援内容については、避難行動要支援者本人を含め関係者間で十分に話し合った内容とする。

2) 避難行動要支援者自身の努力の促進等

避難行動要支援者本人や日常の介護・看護・援助に携わっている家族等においては、万一の発災時に個別計画に即した支援が受けられるよう、自ら地域の人々と良好な関係を築くとともに、発災時に個別計画どおりに速やかな支援を受けられなかった場合においても、避難支援等関係者が法的責任を問う性質のものではないことを理解しておくことが必要である。

3) 支援内容

一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たることや一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこととする。

また、人工呼吸器使用者や人工透析患者等を含む難病患者に対しては、保健所、消防署、地域の医療機関など、関係する機関と連携し、避難支援者とともに、病院等への搬送などの避難計画をあらかじめ具体化しておくこととする。

4) 記載情報

村や避難支援等関係者間で避難支援等に必要情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録する。

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うにあたっての留意点
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・本人が不在で連絡が取れない時の対応等

5) 災害種別に応じた計画の策定

台風など避難まで比較的時間的がある災害と地震時における避難支援とでは、避難支援等関係者の支援の内容、態様が異なる。災害別の支援のあり方についてあらかじめ検討しておく。

6) 避難支援マップの作成

村は、避難誘導を行う支援者、避難場所の位置など避難支援に必要な情報を記した避難支援マップをあらかじめ作成した上で、当事者及びその家族等を含め、関係者間で共有するなど、災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を迅速、的確に実施できる体制を整備する。

(4) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

1) 保管および使用の制限

村は、個人情報保護条例に基づき、個別計画を適正に保管するとともに、個別計画の情報は、避難行動要支援者の避難支援や安否確認に関する目的以外に使用しない。

2) 情報の更新

個別計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために不可欠であるため、村は、避難支援者、各地区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、対象者の異動や状況の変化の把握に努め、変化を把握した場合は、避難行動要支援者による確認のもと随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。

村と支援者組織は、年1回、個別計画に記載された事項を確認し、各関係機関は必要に応じて個別計画の更新に係る指導・協力を行う。

3) 情報の共有

個別計画に記載された情報は、総務課、健康福祉課において管理する。避難行動要支援者本人のほか、村、避難支援者、民生委員・児童委員、各地区や自主防災組織等、避難行動要支援者が同意した人のみが共有できるものとする。

4) 個人情報の管理

村及び関係者は、避難行動要支援者が同意した者以外が個別計画を閲覧することがないよう、電子データで管理する場合にはパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合には施錠つきの保管庫に管理する等、個人情報保護の観点から厳重な情報管理に努めるものとする。

5) 緊急時の情報提供

個別計画を保有する者は、災害時において避難行動要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者または機関に対して個別計画の情報を提供できるものとする。

4. 防災意識の醸成

村は、地域住民が日ごろからコミュニケーションを密にすることや、避難行動要支援者への支援方法などについて理解を深めることにより、災害時における支援意識が醸成され、円滑な支援ができるよう啓発に努める。

(1) 避難訓練

村は、地域で実施する防災訓練において、避難行動要支援者も参加した避難誘導訓練等を実施するなど、災害時に円滑な誘導を行えるよう平常時から準備をしておくよう努める。

なお、訓練の企画・実施にあたっては、個々の避難行動要支援者に対する個別計画に従い、実際に避難場所まで避難する訓練を行い、避難誘導等における留意点などを確認しておくことや、地域住民が参加して、地図を囲みながら災害想定に関して条件設定し、課題に取り組んでいく災害図上訓練（「DIG」(Disaster Imagination Game)）の取り入れについて検討する。

(2) 防災カードの携帯の促進

避難行動要支援者本人が行う準備として、まず、「自分でできること、できないこと」「望んでいる支援や対応、必要とする支援」等について周囲の人たちに伝えることが大切である。このため、防災カードを常に携帯するよう呼びかける。

(3) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした情報提供・研修等の実施

1) 要配慮者への情報提供等

村は、高齢者、障がい者が発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための避難について、可能な範囲で主体的な行動をとることができるよう、必要な情報提供を通じて理解を促しておくよう努める。

<主体的な行動例>

- ・避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- ・発災時に自身との関係性において支援に入ってもらえる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める 等
- ・地域の自主防災組織、福祉関係者団体や当事者団体等との関係作り
- ・家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・地域の防災訓練等への参加や関心

2) 避難支援等関係者の研修

村は、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の生命を守ることに協力してもらえる人材を育成し、地域の防災力を高めるための研修を企画・実施について検討する。

<研修例>

- ・地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- ・自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- ・個人情報漏えいを防止するための研修

5. 避難行動支援に係る地域コミュニティづくり

各地区や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等は、災害時に避難行動要支援者の支援が円滑に行えるよう、日ごろから地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するなど、地域コミュニティづくりに努める。

避難支援者は、原則として、難行動要支援者本人やその家族による依頼等により、近所に居住する人の中から選定する。

避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の支援は避難支援者の善意の協力により行われることや、避難支援者の不在や被災などにより避難支援がされない場合があること、避難行動要支援者自身が日ごろから地域と交流し、住まいの安全環境を整えたり、常備薬を備えるなど、自助の取り組みが必要不可欠なことなどについて、十分に周知する。

<地域コミュニティづくり例>

- ・地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

6. 避難支援の村及び関係機関等の役割

(1) 村の役割

1) 平常時

- ①要配慮者情報の管理・更新
- ②避難行動要支援者名簿の作成・管理・更新
- ③各地区、民生委員・児童委員等への避難行動要支援者名簿(外部提供同意者のみ)の提供
- ④避難行動要支援者支援プランの周知
- ⑤避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑥個別計画作成
- ⑦福祉避難所の指定および運営体制の確保
- ⑧避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ⑨避難行動要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施および地域避難訓練への指導・協力
- ⑩避難行動要支援者支援プランの修正

2) 災害時

- ①避難準備情報等の発令・伝達
- ②避難行動要支援者名簿(未同意者含む)の提供
- ③避難行動要支援者の安否確認および避難状況の把握
- ④避難所の開設
- ⑤福祉避難所施設への受け入れ要請

(2) 各地区や自主防災組織、消防団の役割

1) 平常時

- ①避難行動要支援者の把握および調査への協力
- ②避難支援者の選任の協力
- ③個別計画の作成・更新・支援
- ④自主防災組織の設置
- ⑤避難訓練の実施

2) 災害時

- ①避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達

- ②避難支援者との連携・協力
- ③避難行動要支援者の避難支援、安否確認

(3) 避難支援者の役割

1) 平常時

- ①避難行動要支援者とのコミュニティの醸成（訪問・啓発）
- ②避難行動要支援者本人の身体的・精神的状態、家族状況・生活状況等の日頃からの把握
- ③避難経路の確認
- ④個別計画の確認、保管
- ⑤各地区・自治会等が行う防災訓練や防災活動への積極的な参加・協力
- ⑥避難支援等の進め方等に関する研究や研鑽

2) 災害時

- ①避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達
- ②個別計画に基づく避難行動要支援者の安否確認や情報収集および避難支援
- ③他の避難支援者や各地区・自治会、自主防災組織等との連携・協力による避難支援
- ④その他行政や関係機関等からの応援要請に基づく避難支援等

※避難支援者は、あくまで日ごろの近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により支援を行う人であるため、災害発生時に支援ができなかったとしても、責任を負うものではない。

(4) 民生委員・児童委員の役割

1) 平常時

- ①避難行動要支援者の把握
- ②避難行動要支援者名簿の管理、更新
- ③避難行動要支援者への訪問・啓発
- ④避難支援者への情報提供同意の促進
- ⑤個別計画の作成支援
- ⑥避難支援者の選任の協力

2) 災害時

- ①避難行動要支援者および避難支援者への情報伝達支援
- ②避難支援者との連携・協力
- ③避難行動要支援者の避難支援、安否確認

(5) 社会福祉協議会の役割

1) 平常時

- ①個別計画の作成および更新の支援
- ②支援機関との協力関係の構築および連絡調整
- ③避難行動要支援者避難訓練および地域避難訓練への協力
- ④ボランティア関係団体への啓発
- ⑤避難支援者の選任の協力

2) 災害時

- ①災害ボランティアセンターの運営
- ②避難行動要支援者支援を行うボランティアの受け入れ、派遣調整
- ③安否確認への協力

(6) 社会福祉施設等の役割

1) 平常時

- ①避難行動要支援者への啓発、情報提供同意促進への協力
- ②個別計画作成および更新作業への協力
- ③施設利用者に対する避難支援プランの作成
- ④避難行動要支援者避難訓練及び地域避難訓練への協力

2) 災害時

- ①避難準備情報等の伝達と状況確認および安否確認への協力
- ②避難行動要支援者の臨時的収容
- ③緊急入所、ショートステイへの対応

(7) 医療機関等の役割

1) 平常時

- ①入院者、来院者に対する誘導の備え

2) 災害時

- ①対応可能状況を把握するための調査への協力
- ②緊急入院への対応

7. 避難行動要支援者自身の備え

(1) 避難行動要支援者自身の心構え

災害時には、避難行動要支援者自身も避難支援者の救出を待つだけではなく、基本的には「自らの身は自ら守る」という心構えが必要である。

日ごろから積極的に周囲と交流を深め、地域の人に「自分を知ってもらおう」ことが大切であり、それにより災害時に協力が得られやすくなり、自分を守ることにつながるものである。

(2) 隣近所や支援機関等との交流

避難行動要支援者は、最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダー等を把握し、連絡方法を準備しておく。

また、「向こう三軒両隣」と言われるように、ごく身近な隣近所とも、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておく。

(3) 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要がある。

常に薬を服用しておく必要がある人は、薬の名称や処方箋、緊急連絡先等を記して、自らの身を守るために必要な情報を確実に避難支援者に提供できるように備えておく。

(4) 避難経路および避難所の確認

避難行動要支援者は、日ごろから、自宅から避難所までの経路を一人でまたは避難支援者とともに歩いて確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておく。

また、障害物や危険箇所等、改善の必要があるものがあれば、村や施設管理者などに連絡する。

(5) 早期の自主避難

台風など風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起すことのできる避難行動要支援者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅、または短期入所施設等に自主的に避難するようにする。そのため日ごろからこうした事態を想定した行動を決めておく。

(6) 非常持出品などの準備

日ごろから、避難時の非常持出品として食料、飲料水、救急セット、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておく。

また、迅速な避難を実施するため、自身の健康状態、状況に応じた必需品や手帳等を非常持出袋等に入れて避難支援者に伝えやすくしておく。

【要配慮者特有の持出品の例】

区分	品物の種類
寝たきり高齢者、認知症高齢者	常備薬、紙おむつ、携帯トイレ等
視覚障がい者	白杖、点字版、眼鏡等
聴覚障がい者	補聴器、筆記用具、笛・警報ブザー等
肢体不自由者	補装具、電動車いす用予備バッテリー等
知的障がい者、精神障がい者	常備薬、処方箋、本人のこだわり品
難病患者、内部障がい者	常備薬、携帯用酸素ボンベ、ストーマ装具等

第3編 災害発生時の取組み

【発災時等における避難行動要支援者支援に係る主な手順】

1 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により災害情報を直ちに、かつ正確にすべての住民に届くよう周知する。その際、避難行動要支援者が円滑に避難できるような情報伝達手段についてあらかじめ配慮する。



2 避難行動要支援者の避難支援

発災又は発災のおそれが生じた場合、

- 平常時において名簿情報の提供に同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた個別計画等に基づき、避難行動の支援を実施。
- 平常時において名簿情報の提供に同意した者以外の者であっても、その生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、名簿情報を避難支援者に提供し、避難行動の支援を実施。



3 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（平時において名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行う。



4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

要支援者の避難が完了した後は、支援プラン又は地域防災計画に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から福祉避難所等より適切な処遇が確保できるところへの搬送を行う。

1. 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

村は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準を織り込んだ「千早赤阪村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、災害時において適切に対応する。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるよう努める。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

村は、避難準備情報、避難勧告・指示等が発令された場合や災害情報等で緊急に伝達する必要が生じた場合は、防災行政無線、インターネット、携帯電話等の情報通信機器を利用した情報伝達を行うほか、避難支援組織および支援機関を通じての情報提供など、複数の手段により、避難行動要支援者一人ひとりに情報提供を行う。

1) 村

村は、避難準備情報等や災害関連情報を発令または発表し、および避難所を開設したときは、速やかに下記「情報伝達手段」等により情報の提供、伝達を行う。

【情報伝達手段】

情報伝達機器等（例）	音声	文字
村の広報車、消防団車両による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
固定電話、携帯電話、FAX、携帯メール配信サービスによる配信	○	○
防災行政無線（屋外拡声子局）及び戸別受信機による放送	○	
村ホームページへの掲載		○

2) 避難支援者および支援機関

情報伝達を行う避難支援者および支援機関は、村や防災関係機関が発表する災害情報を入力し、または伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する避難行動要支援者本人およびその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を進める。

また、避難準備情報等が発令された場合は、速やかな避難を促す。

(3) 情報伝達経路の確立

村は、電話などの通信手段の途絶を想定し、避難行動要支援者が情報から取り残されることのないよう、村からの情報を、地域の中で誰が誰にどのように伝えるかを平常時より決めておくなど情報伝達経路を確立しておく。

また、村が行う防災訓練の中で、その経路を用いた情報伝達訓練を事前に実施しておく。

2. 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、名簿情報・個別計画等に基づいて避難支援を行うこととなるが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることがその大前提となる。そのため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、村は、避難支援等関係者等の安全確保に十分に配慮する。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくことが望ましい。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことが望ましい。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しないものであり、そうしたことが無いよう、守秘義務の順守徹底を図ることが必要である。

(4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるとされている。(法第49条の11③)

村は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、人命尊重の観点から名簿情報を提供の上、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めるものとする。

村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、どのような場合に同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かをあらかじめ判断して、地域の避難支援等関係者と認識の共有化を図っておく。

ただし、「災害が発生するおそれ」の段階で頻繁に名簿情報を提供するとなると、実質的に事前の同意取得の意味を失いかねない恐れもあるため、まずは、同意の取得に努める。

2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

地域コミュニティに加え、村だけでは災害への対応をしきれない場合など、自衛隊や警察からの応援部隊などによる避難支援の応援を受けるときは、それらの部隊責任者にも名簿情報を提供する。

また、平常時から民間企業等と協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む場合などにも、名簿情報を提供することができる。なお、この場合、厳格な個人情報管理について、協定書等に記しておくものとする。

3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。その際には、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えい等の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3. 避難誘導・安否確認の実施

(1) 避難誘導

避難支援者は、村から発令される避難準備情報、避難勧告・指示等を入手した場合や地震等の災害が発生し避難が必要な状況となった場合は、あらかじめ定めた個別計画に基づき、避難行動要支援者に応じた補助等を行い、避難所等へ誘導する。

また、避難支援者は、避難行動要支援者の被災の状況により救助が必要な場合は、迅速に消防機関、消防団、自主防災組織等に連絡し救助を要請する。

1) 村

村は、避難支援者や支援機関からの問い合わせに対して受入れ可能な施設に関する情報を提供することにより、避難誘導を支援する。

また、自力での避難が困難であり支援機関からの支援を受けられない状況にある避難行動要支援者に関する通報を受けた場合は、必要に応じて状況に応じた移動手段を確保して避難誘導を実施する。

2) 避難支援者および支援機関

避難誘導を行う避難支援者および支援機関は、避難準備情報等の発表または発令時において、個別計画に基づき要支援者の状況に応じた付き添いまたは補助を行い、最寄りの指定緊急避難場所への避難誘導を行う。

また、避難誘導を実施した場合は、村に当該避難行動要支援者の氏名および避難先を連絡する。

3) 避難誘導における留意事項

避難支援者および支援機関は、ショック等による急激な容体の悪化やけがをした避難行動要支援者に対しては、速やかに消防本部への連絡を行い、緊急手当や入院可能な医療機関への搬送を行う。

また、暴風雨や浸水などにより避難支援者自身の安全が確保できない状況においては、避難支援者および支援機関は危機回避のため避難誘導活動を一時的に控え、村や警察署、消防署、消防団等に状況を連絡して応援を要請する。

(2) 安否確認

村は、避難行動要支援者の避難所や施設へ入所状況を把握するとともに、避難支援組織、避難支援者から情報を収集し、「避難行動要支援者名簿」と照合することにより安否を確認する。

また、安否確認は、より正確な情報を収集するため、出来るだけ避難行動要支援者との面会や電話連絡などの直接的な方法により実施し、避難支援者および支援機関の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行う。

避難支援者および支援機関は、避難行動要支援者が消息不明の場合、村の安否確認情報窓口で連絡するとともに、避難支援組織、避難支援者、家族等へ伝達する。

また、「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」等を活用し、避難行動要支援者、避難支援者等は安否情報の登録に努める。

安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理のために必要な措置を求めることや流出した場合の損害を求償することがある旨の説明を行っておく。その際、福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおく。

(3) 避難行動要支援者名簿未登録者への対応

地震等の災害発生後で、避難勧告、指示等が発令された場合、または村長（本部長）が緊急を要すると認める場合は、村は、避難行動要支援者リスト（避難行動要支援者名簿未登録者情報を含む）を避難支援組織に提供する。

避難支援組織は、避難行動要支援者名簿未登録者への情報伝達、避難誘導、安否確認等の支援活動を行う。

避難準備段階等の災害発生前においては、民生委員・児童委員において対応する。

4. 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者の避難完了後は、避難場所等において、要配慮者として、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ個別計画に規定しておく。

その際、名簿情報を避難所における生活支援等に活用できるよう、併せて引継ぐようにしておくことが望ましい。

(2) 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への搬送

要配慮者（避難行動要支援者）を速やかに指定緊急避難場所から指定避難所へ搬送できるよう、あらかじめ搬送事業者と要配慮者（避難行動要支援者）の搬送について協定を結び、個別計画に規定しておく。

発災後は、要配慮者（避難行動要支援者）の搬送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた計画に基づき、指定緊急避難場所から指定避難所へ要配慮者（避難行動要支援者）を搬送する。

(3) 緊急一時入所等への対応

要配慮者（避難行動要支援者）のうち、避難後速やかに専門的なケアを要する者については、本人や家族の意思を確認の上、各専門施設への緊急一時入所等の対応を行うことが必要である。

その際、施設、病院等の連絡調整の窓口、要請系統等をあらかじめ本人及び家族等らと定めておくことが重要である。

(4) 継続治療が必要な疾病を有する者への対応

人工透析を必要とする慢性腎障がい者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、速やかな継続した治療が必要な疾病を有する要配慮者については、平常時から本人や家族、かかりつけ医、医療機関等と相談の上、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などの確保又は受診病院等の発災後の受け入れ先の確保などに努めることが必要である。

5. 指定避難所における支援

(1) 指定避難所の開設

村は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整える。

また、指定避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民へ周知する。

(2) 指定避難所の環境整備

要配慮者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、指定避難所においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想される。とりわけ避難所生活が長期化する場合には、要配慮者に対して日常的な介護・支援等が必要となる。

村は、地域防災計画で指定する指定避難所について、要配慮者の利用にも配慮して次のような仮設等による環境整備に努める。

1) 施設の整備改善

- ①段差解消、手すりの設置等のバリアフリー化
- ②トイレの洋式化、身体障がい者用トイレへの改良、新設
- ③給湯設備の設置

2) 仮設等による対策

- ①知的障がい者、発達障がい者や精神障がい者のための別室の確保
- ②成人向けのおむつ交換場所の確保
- ③補助犬を必要とする場合の専用スペースの確保
- ④間仕切り等によるプライバシーの保護
- ⑤トイレに近い場所への要配慮者エリアの確保
- ⑥車いすが通行可能な通路の確保
- ⑦畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑧車いす、簡易ベッド、障がい者対応型仮設トイレ等の配置

3) 指定避難所における要配慮者に配慮した対応

指定避難所の責任者は、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じてスペースや支援物資等の割り当てを行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、指定避難所の環境整備に努める。

【対象者別の配慮事項】

対象者	配 慮 事 項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮する。 ○ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導等を行い、精神的な安定を図る。 ○ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ○ おむつをしている方のためには、おむつ交換できるよう配慮する。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。 ○ 音声で複数回繰り返すなど情報伝達方法に配慮する。 ○ 盲ろう者通訳・介助員を派遣する。
聴覚障がい者 音声言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ○ 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者、要約筆者等を派遣する。 ○ 簡易型電光掲示板やホワイトボード等による情報伝達を行う。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすが通れる通路を確保する。 ○ トイレのスペース確保に配慮する。
内部障がい者 (難病患者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。特に、人工呼吸器の電源確保や人工透析患者の定期的な透析に留意する。 ○ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○ 人工肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ○ コミュニケーションボードを使うなど絵、図、文字などを組み合わせて情報を伝える。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立してしまうことがないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ○ 精神科医師等との連絡や、向精神薬等の入手に配慮する。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変化に対する不安や抵抗、こだわりが強く避難所生活になじめないこともあるので、プライバシーを保てるスペースを確保するよう配慮する。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ○ 退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定を図られるよう配慮する。 ○ 乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安静に休息ができるスペースや搾乳、授乳できるスペースを設ける。
日本語に不慣れな外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、通訳ボランティア等を派遣する。

(3) 指定避難所における生活での配慮

1) 救援物資の供給に関する配慮

村および自主的な避難所運営組織は、指定避難所の運営にあたっては要配慮者に配慮するものとし、食料や救援物資等の配布について要配慮者に対しても平等に配分がなされるよう配慮する。

2) 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して、必ず掲示も併用する。

3) 食事への配慮

要配慮者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ①高齢者等には、やわらかい食事
- ②難病患者、内部障がい者には、病態に応じた食事
- ③アレルギー患者には、症状に応じた食事

また、避難生活が長期化する場合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確保に配慮した食事を検討する。

4) 生活用品の提供

要配慮者が必要とする車いす、杖、紙おむつ、ストーマ用装具、簡易トイレなどの生活用品等については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、関係団体、事業者等からの調達により、適切に提供できるよう努める。

5) 保健・福祉サービスの実施

社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な保健・福祉サービスを提供し、生活を支援する。

- ①入浴サービスの提供
- ②移送サービスの実施
- ③ホームヘルプサービスの提供
- ④デイサービスの実施
- ⑤訪問看護サービスの実施
- ⑥保育サービスの実施

(4) 要配慮者専用の相談窓口の設置

民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員および関係団体等との協力を得て、各避難所に要配慮者専用の相談窓口を開設する。

相談窓口には、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等を配置するほか、在宅の要配慮者に配慮した巡回相談、専用電話・専用FAXの設置など、多様な相談体制を用意する。

(5) 要配慮者のニーズの把握

村は、継続的に安否を確認するとともに、ニーズ等を的確に把握するための実態調査を実施する。

- ①在宅の要配慮者に対しては、所在情報等を活用し、担当地区を決めて、一人ひとり聞き

取り調査を行う。

②指定避難所においては、管理責任者と協力し状況把握を行う。

③台帳を作成し、調査結果を整理する。

④調査は社会福祉協議会等と連携して実施する。

【主な調査内容】

○健康状態

○必要なサービス

○生活の状況（同居家族、介助者等の有無など）

(6) 心身の健康管理

1) 医療関係者による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が指定避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、必要な医療ケアを行うことにより障がいの重度化や合併症の予防に努める。

また、ライフラインが停止している状況で自宅での生活を送る被災者に対しても、巡回による医療ケアの実施に努める。

2) こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、または長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、要配慮者への理解と交流の場づくりに努める。

また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）については、長期化する傾向もあることから、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て中長期的な「こころのケア」の実施に努める。

(7) 医療機関等との連携

避難者の中には、内部障がいや難病を抱えている人もいると考えられるが、こうした人は、一見、内部障がい者や難病患者であることがわからないために対応が遅れてしまうほか、一定の医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合もある。

このため、村は、要配慮者の症状が急変等した場合に備え、速やかに医療機関へ移送できるよう、消防署および医療機関との連携に努める。医師会を中心として避難者の健康管理に努めるとともに、医療機関は、災害時の診療体制の整備および受け入れ患者の情報の一元化を図るなど、災害時の医療体制を整備する。

また、要配慮者のニーズ把握の実態調査結果等を踏まえ、医療機関の移送、社会福祉施設等への緊急入所等の対策をとる。

(8) 放置すると生命に関わる持病等を有した要配慮者に対する対応

人工透析患者、難病患者等放置すると生命に関わる要配慮者については、村は、災害発生後、避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員、支援機関等からの情報をもとに、その所在を確認するとともに、医療機関への受入れ、医療機器や医薬品等の適切な対応を図る。

1) 人工透析を必要とする要配慮者への医療対応

人工透析は、慢性腎不全患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であることから、災害発生後、避難行動要支援者リスト等から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者の受入れ体制を確保する。

2) 難病患者等である避難行動要支援者への医療対応

難病の治療等には、人工呼吸器等の特殊な医療機器や特定の医薬品が不可欠であり、常に医薬品を確保し、使用することが求められる。そのため、府等と連携して避難行動要支援者リスト等から難病等の要配慮者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、医療機器や医薬品等の適切な確保など、難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

3) 在宅酸素療法中の要配慮者への医療対応

呼吸器や心臓の機能障がい等により酸素吸入を必要とする低肺機能の要配慮者においては、小型酸素ポンベの携帯が必要であり、酸素の充填やスペアポンベが必要となる。そのため、低肺機能者である要配慮者を把握し、その所在を確認するとともに、酸素の確保等を行い、円滑な酸素供給体制を講じる。

【特別な医療ニーズ（主なもの）】

対象	必要資機材等
在宅人工呼吸療法者	アンビューバック、人工呼吸器用バッテリー、手動式又はバッテリー内臓吸引器、吸引用チューブ
在宅酸素療法者	酸素濃縮器又は携帯用酸素ポンベ
人工透析患者	(腹膜透析患者) 人工透析液バック、加温器
特殊薬剤服用者	
糖尿病患者	血糖測定器、注射器具一式、インスリン
心疾患患者	ニトロ舌下錠
臓器移植後患者	免疫抑制剤
在宅経管栄養療法者	栄養チューブセット、経管栄養剤
膀胱・直腸障がい者	ストーマ用装具、カテーテル(膀胱、直腸用)

※薬品・機材の入手が困難な場合は、府に調達を依頼する。

※機材の使用やバッテリーの充電等に電気が必要となる場合があるため、必要に応じて電力会社に対して病院や指定避難所の優先的な復電を要請する。